

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行																	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十七 (略)</p> <p><del>六十八 設備規則第四十九条の二十五の二においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動局に使用するための無線設備</del></p> <p><del>六十九 設備規則第五十八条の二の四第一項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</del></p> <p><del>七十 設備規則第五十八条の二の四の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</del></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十七 (同上)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (同上)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>																	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1236 398 1390">一</td> <td data-bbox="398 1236 638 1390"></td> <td data-bbox="638 1236 1111 1390"> <table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="638 1236 1111 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1292 907 1390">二 第</td> <td data-bbox="907 1292 952 1390">二 第</td> <td data-bbox="952 1292 996 1390">二 第</td> <td data-bbox="996 1292 1111 1390">二 第</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一		<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="638 1236 1111 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1292 907 1390">二 第</td> <td data-bbox="907 1292 952 1390">二 第</td> <td data-bbox="952 1292 996 1390">二 第</td> <td data-bbox="996 1292 1111 1390">二 第</td> </tr> </table>	四 特定無線設備の種別				二 第	二 第	二 第	二 第	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1111 1236 1639 1390">一</td> <td data-bbox="1639 1236 2121 1390"> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1639 1236 2121 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1292 2049 1390">二 第</td> <td data-bbox="2049 1292 2121 1390">二 第</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1639 1236 2121 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1292 2049 1390">二 第</td> <td data-bbox="2049 1292 2121 1390">二 第</td> </tr> </table>	四 特定無線設備の種別		二 第	二 第
一		<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="638 1236 1111 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1292 907 1390">二 第</td> <td data-bbox="907 1292 952 1390">二 第</td> <td data-bbox="952 1292 996 1390">二 第</td> <td data-bbox="996 1292 1111 1390">二 第</td> </tr> </table>	四 特定無線設備の種別				二 第	二 第	二 第	二 第								
四 特定無線設備の種別																		
二 第	二 第	二 第	二 第															
一	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1639 1236 2121 1292">四 特定無線設備の種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1292 2049 1390">二 第</td> <td data-bbox="2049 1292 2121 1390">二 第</td> </tr> </table>	四 特定無線設備の種別		二 第	二 第													
四 特定無線設備の種別																		
二 第	二 第																	

送		置		装
強度	スプリアス発射 又は不要発射の	(略)	(略)	二 試験項目
	低周波発振器	(略)	(略)	三 測定器等
	スプリアス電力計又 はスペクトル分析器	(略)	(略)	
	〇	〇	〇	備設線無の号七十七第六項一第条
	〇	〇	〇	備設線無の号八十八第六項一第条
	〇	〇	〇	備設線無の号九十九第六項一第条
	〇	〇	〇	備設線無の号七十第七項一第条

送		置		装
強度	スプリアス発射 又は不要発射の	(略)	(略)	二 試験項目
	低周波発振器	(略)	(略)	三 測定器等
	スプリアス電力計又 はスペクトル分析器	(略)	(略)	
	〇	〇	〇	備設線無の号七十七第六項一第条

置		装		信	
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)			○
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)	○		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)			
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)			
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)			
ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
プレエンファシ	低周波発振器 直線検波器	(略)			
変調度	直線検波器又は変調度計	(略)			
周波数偏位又は周波数偏移又は	直線検波器又は変調度計	(略)			
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)			
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)			○

置		装		信	
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)			○
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)	○		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)			
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)			
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)			
ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
プレエンファシ	低周波発振器 直線検波器	(略)			
変調度	直線検波器又は変調度計	(略)			
周波数偏位又は周波数偏移又は	直線検波器又は変調度計	(略)			
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)			
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)			○

装 信 受

相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)					
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)					
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)				○	
副次的に発する電波等の限度		(略)				○	
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)					

装 信 受

相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)					
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)					
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)					○
副次的に発する電波等の限度		(略)					
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)					

置	局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)			
	ダイエンプアシ特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			

注 1～22 (略)

イ・ロ (略)

11・111 (略)

別表第二号～別表第六号 (略)

様式第1号～様式第6号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	
第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS
<u>第2条第1項第68号に掲げる無線設備</u>	<u>YU</u>
<u>第2条第1項第69号に掲げる無線設備</u>	<u>YS</u>
<u>第2条第1項第70号に掲げる無線設備</u>	<u>YT</u>

注 5 (略)

置	局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)			
	ダイエンプアシ特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			

注 1～22 (同左)

イ・ロ (同左)

11・111 (同左)

別表第二号～別表第六号 (同左)

様式第1号～様式第6号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注 1～3 (同左)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(同左)	
第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS

注 5 (同左)